

平成22年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成22年4月27日（火）

と ころ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成22年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成22年4月27日(火)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委員〉

小 尾 淳 子	瀬 口 秀 孝	廣 野 惠 三
大 嶋 和歌子	池 田 馨	櫻 井 綾 子
片 山 薫	森 戸 洋 子	渡 辺 ふき子
大見川 幹 生	飯 塚 美里男	

〈保険者〉

副市長	大久保 伸 親
市民部長	川 合 修
保険年金課長	河 内 邦 雄
国保税係長	上 石 記 彦
国保給付係長	石 橋 春 美

欠席者 〈委員〉

宮 下 京 子	山 口 登	西 野 裕 仁
中 根 三 枝		

傍聴者

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
日程第2 その他

開 会 午後 3時00分

(保険年金課長) 本日は、急な招集をかけまして、お忙しい中、また雨の中、足元のおぼつかない中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

まず、協議会を開始する前に、本年4月1日付の人事異動で若干の体制の異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、市民部長でございますが、昨年度までの久保部長が退職し、新たに川合が市民部長に着任しましたのでご紹介いたします。

(市民部長) 4月1日付で市民部長を拝命いたしました川合と申します。どうぞよろしくお願いたします。

(保険年金課長) また、事務局でございますが、若干の体制変更がございましたので、事務局の職員をご紹介させていただきます。

申しおくれましたが、私は保険年金課長の河内でございます。

次に、石橋保険給付係長でございます。この4月に異動してまいりました。

隣が、上石国保税係長でございます。

一応、こうした体制で今年度については、保険年金課はこういう体制でいきますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから議事に入るわけでございますので、森戸会長に議事進行をお任せいたします。よろしくお願いたします。

(議長) それでは、皆さんお疲れさまです。

平成22年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、副市長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

(副市長) 皆さんこんにちは。副市長の大久保でございます。

市長が他の公務と重なりました関係から、私のほうからごあいさつと諮問をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中を国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。日ごろから国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただき、この場をかりまして厚く感謝を申し上げます。

ご存じのとおり、平成20年度から実施された医療制度改革後、国民健康保険はさまざまな手直しを行いながら運用されております。

また、現在後期高齢者医療制度の廃止を中心とした制度の抜本的見直しが進行中でござ

いまして、数カ月後には平成25年度に発足予定の新たな制度の概要が明らかになることとなっておりまして、今後注目していきたいと考えております。

さて、本日の協議会で皆様方にご協議いただく内容でございますが、地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

今回の主な改正内容は、現下の経済情勢を踏まえ、会社倒産、リストラ等によって失業された方々に対する国保税の軽減措置の創設、低所得者層に対する軽減措置の拡充、あわせて、所得が多く担税力のある方々には、一定のご負担をいただくための課税限度額の引き上げの3点でございます。

諮問の内容につきましては、後ほど詳しくご説明申し上げさせていただきますが、皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

成 立 （議長） それでは、最初に本会議の成立の可否につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

（国保給付係長） それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

現在、委員定数17名中11名ご出席でして、国保条例第2条に定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいております。したがって、小金井市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき本会議は成立しておりますので、この旨ご報告させていただきます。

なお、中根委員、宮下委員、山口委員、西野委員からは、本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

以上です。

（議長） それでは、早速議事に入ります。

初めに、小金井市国民健康保険運営協議会規則第9条第2項の規定によって、会議録署名委員2名をご指名させていただきます。

7番の廣野委員と9番の大嶋委員でございますが、お2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 （議長） それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の日程につきましては、既に机の上にご配付しております議事日程のとおりであります。諮問1件とその他となっております。

まず日程第1、小金井市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の諮問を求めます。

(諮問書の交付)

(議長) ただいま市長から諮問がありました。諮問書の写しを皆様にご配付いたします。

なお、副市長はこの後所用がございますので、ここで退席されますので、皆様よろしく
お願いいたします。

それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税条例の一部改正についての諮問について、
事務局の説明を求めます。

説 明 (保険年金課長) それでは、事前にお送りした運営協議会の資料に基づいて説
明をさせていただきます。

まず、資料1、資料2につきましては、条例の改め文と新旧対照表でございます。この
条例については、現時点で文書担当のほうの最終的な調整が終わっていませんが、基本的
には、きょうのこの協議会でのご議論を踏まえて最終的に調整した上で、最終案といたし
ますので、あくまでも現時点では細かい文言の修正等がこれから入るかもしれないもので
あるということは申し上げておきますので、よろしく申し上げます。

説明については、資料ナンバー3、国保税条例の改正内容について、これに基づいてご
説明申し上げます。

前回、昨年度第2回の運営協議会でも、簡単に平成22年度の税制改正において、国保税
条例がどのような形で改正されるのかという概要についてはご説明を申し上げましたが、
基本的には大きな改正点については3点ございます。

1つは、まず(1)で挙げておりますが、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減
措置ということで、この措置については特にリーマンショック以降の不況というか、その
中でさまざまなリストラや派遣切り等に基づいて職を失った方、これは自己都合ではなく
て職を失ったというのはそういう方のことでございますが、そういう方たちについては、
退職された年度とその翌年度については、その方の給与所得の金額を3割とみなして税金
を賦課する、税金をかけるというふうな改正でございます。

こう言ってもイメージがわからないと思いますので、2枚ぐらい資料をおめくりいただき
ますと、非自発的失業者に対する軽減措置計算例というナンバー6の資料がございます。
これも、さまざまな世帯構成とか、例えば不動産をお持ちというか固定資産税がかかって
いるということによって状況は違ってくるんですが、単純に単身世帯の方、夫婦2人と子
ども1人で借家の方ということで、計算例をお示しました。

例えば、単身世帯では給与収入が100万の方については、年税額が軽減適用前が2万7,600円なのが7,900円になるということで、1万9,700円軽減になるというふうな形に書いてあります。そうして見ていただくと、例えば夫婦と子ども1人というような方について、年収400万の方について見ますと、一番右の一番下ですが、約10万円程度軽減されるというふうな軽減措置が、これは地方税法の改正がされて創設されています。

そういう意味で、この改正に沿って小金井市の条例も改正したい、しなければならないということでございます。これがまず最初でございます。

(2)で、7・5・2割軽減の選択制限の廃止、これちょっとわかりにくいんですが、今小金井市の場合、所得が低い方については、均等割と平等割、これについての6割を軽減して4割だけお支払いいただいています。もうちょっと所得の高い一定の方については、4割を軽減して6割分をお支払いいただいています。

そうした6割、4割で軽減するのか、そういう方について7割、5割軽減して、新たにもうちょっと所得の高い方は2割軽減という制度が地方税法上昨年度までもうあったんですが、ただ、小金井市の場合7・5・2割軽減を選択することができなかったという事情がございます。

それは、基本的に均等割と平等割、これを応益割と申しまして、所得割と資産割、これを応能割と申しまして、応益割と応能割、基本的に皆さんが必ず負担しなければいけないものと、その方の収入状況、資産状況によって課税される分が基本的には50%、50%、5対5の場合、それに近い場合については7・5・2割軽減というのを導入することができたんですが、小金井市の場合それが応能割の所得割とか資産割が約7割以上そちらのほうでお納めいただいている事情がございまして、そういう7・5・2割軽減については、より低所得者に対しての軽減を拡充する、そういう制度は選択できなかったのが、地方税法の改正によって、そういう賦課の割合ということには関係なく、市区町村の独自の判断で選択できるということになりました。

ということで、それについても先ほどお示した資料の次のページの資料7、7・5・2割軽減の計算例、これを見ていただくと、イメージでございますけれども、例えば7割軽減を導入した場合、6割軽減と7割軽減、1人世帯、2人世帯、3人世帯の場合、1人世帯の場合2,700円、3人世帯の場合、一番下6,700円、均等割と平等割が軽減されるということになります。

ただ、この表で適用要件というところで、給与収入が例えば98万円以下の世帯、年金収

入、65歳以上の方については公的年金控除が多くなるので、このぐらいの方が該当するというお示ししたんですが、ただ65歳未満の方の場合は介護分がかかりますので、厳密にいうと右側の税額のほうには対応しないので、ここの適用要件というのはあくまでもこのぐらいの収入の方、年金の場合このぐらいの方について該当するというふうな形でお読みください。厳密にいうと65歳未満の方だと、例えば介護分がかかってもうちちょっと負担額が高くなるということになりますが、単純にそういうものとしてお受け取りください。

例えば、現行の4割軽減を5割軽減が導入されると、2人世帯、3人世帯の場合4,600円、6,600円が軽減されるということになります。あと、2割軽減については、これは今まで小金井市では選択できなかったわけですが、例えば2人世帯で給与収入が目安として170万ぐらい、3人世帯で給与収入290万円以下ぐらいの世帯については、それぞれ9,400円、1万3,800円が軽減されるというふうなことになるわけです。

そういう意味では、こういうふうな形で制限の廃止で、新たに7・5・2割軽減が小金井市でも選択可能になったということでございます。

あと、課税限度額の引き上げでございますが、国の基準が医療分についても支援分についても引き上げられて、改正後で医療分が50万、支援分が13万円に改正されました。介護分については、昨年度改正されて、既に10万円だったわけでございますが、改正後医療分、後期の支援分、介護納付金分を合わせますと限度額が73万円と国の基準はなっております。

真ん中が小金井市の現行条例でございますが、これがそれぞれ41万、12万、8万円ですので、結果的に国の改正後の基準と現在の基準が12万円差ができてしまっているというのが現状でございます。

これについては、限度額を引き上げるということについては、国の考えがこれからいわゆる協会健保の賦課限度額を医療分と支援分合わせて、現在82万ぐらいあると思うんですが、それに向けて国民健康保険の賦課限度額も何年かにわたって、それに向けて国のほうの基準を改正していくという方針を持っているというふうに、これは正式な通知ということではなくて報道レベルでございますが、今国のほうではそういう考えで、比較的所得が多くて担税力のある方からは一定の負担をいただく中で、中所得層とか低所得者に対しての税率の引き上げをなるべく抑えるために、ある程度所得のある方からは一定程度の負担を多少ふやしてでも、低所得者に対する税率についてはなるべく抑制していきたいという考えが示されています。

そういう意味で、先ほど申しました7・5・2割を市独自で選べるようになったという

のは、所得の高い方からある程度いただくようにしますので、どうしても応能割というか所得割の率がどんどんこれからふえていくだろうと。そうすると、50、50というバランスが崩れるのは、これはいたし方ないので、多少崩れても今までは7・5・2割を50、50を原則としてなつたところしか選択できなかつたのを、所得割とかの額が60%とかになつたとしても一応7・5・2割を選択できるようにというふうな改正がされましたので、そういうふうな考えで、先ほど申し上げました7・5・2割軽減が、市町村独自の選択で可能になつたということとの組み合わせの中で、こういう課税限度額の引き上げが国のほうで示されております。

そうした国のほうの制度改正というか地方税法、当然これは国民健康保険料をとっているところでも、国民健康保険法の改正が今審議されてこのような形になるわけですが、小金井としましては、最初に言いました非自発的な失業者に対する国民健康保険税の軽減措置については、これは22年度確実に実施しなければならないものでございますので、そういう意味ではこれについては他市というか26市のうちでも多くの市は、これは専決処分といいまして、議会等に諮らずに市長が独自の権限で条例を成立させているところがかんりの市町村であります。

ただ、小金井市の場合、こういう内容について課税計算の基本的な問題に係る問題ですので、これは運協等にも諮り市議会等でもご議論いただいて、そういう意味でこういう内容で実施するんだということを理解していただいた上で成立させていただくのが正しいというか小金井市としての旧来からの進め方だったので、そういう形で6月の議会にかけて、かつ実質のものは4月に遡及して適用して、22年度の税金の計算についても、非自発的失業者に対しての軽減措置を適用するという方針で今回諮問させていただいております。

また、7・5・2割軽減の導入に関しましても、これについても昨今の経済情勢の中で、特に低所得者層のさまざまな経済的な不況、特に国民健康保険に加入されている自営業の方、そういう方たちについて非常に生活が苦しいという、そういう中で7・5・2割軽減、わずかではありますが、国民健康保険についてもそういう形で軽減を22年度から適用されるように条例を改正していきたいということで、今回諮問させていただきました。

あと、課税限度額でございますが、これについてはこれから国のほうの方針として、課税限度額を順次引き上げていきたいという、そういう方針が示されておりまして、現状小金井と国との乖離が12万あるという中で、そういう意味ではそれを国の水準に追いついていく必要があるので、これについては国の限度額いっぱいまで改正させていただきますが、

ただ医療分につきましては、国との乖離が9万円もございますので、これを一度に引き上げるということは、かなり負担が一度に増すということになりますので、そういう意味では23、24年度の両年度をかけて段階的に改正して、医療分については23年度を46万円に、24年度については50万という国の現在の基準にそろえる形で改正していきたいというふうに考えております。

一応、これが大きな3つの国の改正に対して、小金井市の条例を非自発的失業者に対する軽減措置を22年度から実施する、7・5・2割軽減についても22年度から実施する、限度額の改正については、23年度、来年度から24年度にかけて段階的に実施する、引き上げるということを行いたいという形で諮問させていただいております。

また、その他でございますが、これは技術的な問題になるんですが、端数計算の対象を1,000円未満から100円未満に変更するというでございますが、これは何かといいますと、今度7割軽減で均等割を計算するのに7,900円という方が出てきます。一番軽減して7,900円という方があります。そうしますと、小金井市は8期割なので、今までの計算方法にしますと、1期に7,900円が来て、2期以降ゼロ円というような極めて期割りがおかしくなってしまうので、これについては、7,900円を8で割って100円未満の端数があったときは1期を持ってくるという形に変更させていただきたいということです。

2番目の旧被扶養者の減免措置の継続というのは、後期高齢者医療制度が導入されて、世帯主が社保から後期高齢者に移行した方について、旧来社保の被扶養者で保険料がかかっていなかった方がいらっしゃったのが、国民健康保険に単独で入らなければいけないということになりまして、その方について一応軽減措置を設けておりまして、それが導入された当時は2年間だけ継続するというようになっていたんですが、それは国のほうの方針で、平成25年の抜本的な医療制度が成立するまでの当面の間ということになっておりますが、その減免措置を継続するというようになっておりますので、それを受けて改正するということです。

また、3番目は極めてこれこそ技術的な問題ですが、地方税法とか所得税法が改正されて、私どもの条例で引用している条項がずれていくということで、そういうふうなために技術的な引用条項の整理とそういう技術的な問題を今回の改正で行いたいということでございます。

そういう意味では、主にご議論というかご協議いただきたいのは、最初に挙げた3つの大きな内容について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

あと、申し上げるのが遅くなったんですが、条例改正に伴う国保税収への影響額の裏の資料5、平成22年度国民健康保険税（料）率の状況というのは、ことしの4月1日現在の保険料、保険税それぞれの現状、これは今年度改正したところ、かなりの部分が改正して、例えば限度額等についても50万になっているところがかかなりあるとか、そういうことについて一覧になっています。かなり細かくて見にくいものですが、一応これが現時点で最新の26市及び町村の国民健康保険料税率の現状の資料でございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

（議長）ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。主には3点ありまして、1項目ずつ、もし質疑があればということで進めていきたくんですがいかがでしょうか。よろしいですか。

では、課長から説明があったように、主な3点とその他ということで質疑を進めさせていただきます。

まず（1）非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置ということで提案がなされております。この点で質疑はありますでしょうか。

質 疑 （議長）前回、ちょっと非自発的失業者の問題で廣野委員からもご指摘があって、事故などで失業した場合にはどうなるのかということもあったと思うんですが、そのあたりでもし何か進んでいることとかあれば。

応 答（保険年金課長）改正内容についての、次のページの条例改正に伴う国保税収への影響額という資料ナンバー4がございしますが、その一番上に現時点での申請状況、これはまだここで協議会のほうに諮問して、条例改正もされていないわけでございますが、これは確実に国のほうの制度でやらなければいけないために、準備といたしまして、対象になる方の申請を既にお受けしております。

4月15日の時点で32件というふうに、ちょっとあれなんです。きのう現在で92件の申請が来ているということで、そもそもここで想定した申請者200人というような状況が多少ふえていく、現時点で92件で、これまた最初の賦課、7月の中旬に納税通知書をお送りした後、事後になって申請する方もあるのでかなりの人数になるかと思うんですが、ちょっとこれについては資料でお示した10万円掛ける200人世帯でということで影響額を仮にこうなるかというふうにお示したんですが、これについてはもう少し多くなるのかなというふうに思っています。

現時点では、状況的にはかなり去年の4月以降、21年3月31日以降に失職された方が対象になりますので、既に3月31日にされた方もいましたし、そういう形で今のところ92名の方が申請されて、そういう方については平成22年度の国保税の、これは7月に納税通知書をお送りしますが、それからこの制度を適用したいというふうに考えております。現状ではそういうことでございます。

(議長) ありがとうございます。92件というとかなりありますよね、やっぱり。

片山委員。

質 疑 (片山委員) 3月31日以降ということですよ。それで、今の時点で92件ということは、こういった制度があるというのをハローワークというか、どこで知らせていくような形をされているのかと、これから小金井で決まった段階では、どういうふうなお知らせをしていくのかというのを教えてください。

応 答 (保険年金課長) まず、お配りした資料の一番最後ページの前のページ、ちょっと汚いんですが、厚生労働省からのチラシというのがついていると思うんですが、これがまさにハローワークで配られているものでございます。

これは、退職される方について、こういう形でハローワークのほうではこうしています。あと、4月15日の市報に、これもある意味では皆様に今諮問しているのに、そういうことは勇み足だと怒られるかもしれないとは思ったんですが、これは広報しなければいけないだろうということで、先行してそういう申請をしていただくようにということを広報しております。

他の市で、立川市とか地域の特徴によって違うと思うんですが、かなりの数、規模が違うんですが、100、200、300という単位で申請が出ているというような市町村もあるというふうに聞いております。

あと、対象になるのは去年の3月31日、要するに去年の4月1日以降国民健康保険に入った方について、今年度から軽減対象になるということなんです。そういう形で、昨年おやめになった方、国保に既に加入している方でも、今申請をお出しいただいている方がいますので、それについてはなるべく漏れがないような形で、これからも広報していきたいと思っております。

以上です。

(議長) いかがでしょうか。大見川委員。

質 疑 (大見川委員) まず1つ目ですけれども、雇いどめその他の方に対する軽減策

と、それから現在国保でなくて私どものような被用者保険に入っていて、例えば雇いどめその他があって、当然のことながら任意継続というところに移るわけですが、そういう方がこちらの国保に入ったほうが有利だなということになった場合、小金井市民で、それは受け入れ可能ということなんでしょうか。

応 答 （保険年金課長）これは、厚生労働省から通知が最近出たんですけれども、既に任意継続払い込んだ場合でも、国保にさかのぼって加入して、それは組合健保の方にも払い戻しをなるべくするようにという形で、厚生労働省からちょっと異例だと思うんですが、既に払い込んだものでも払い戻して、国保に加入するような形で取り扱うようにという文書が来ておりますので、移ることも可能だと思います。

質 疑 （大見川委員）それから、もう一つはちょっとお話を伺ってよくわからなかった部分で、雇いどめその他の方に対する軽減策と、それから7割軽減、5割軽減、2割軽減、基本的には収入が少ない方に対する軽減策だと思うんですが、雇いどめその他に対する軽減策と、7割、5割、2割というところと選択は可能なんでしょうか。自分の収入によってどっちか選ぶという。

応 答 （保険年金課長）30%の収入をみなして、それが7割軽減なりの対象になれば7割軽減もされるということで、二重で軽減されます。

（大見川委員）二重で軽減されるんですか。そういうことなんですか、わかりました。

応 答 （保険年金課長）ですから、かなり500万とか1,000万とか所得の上限とか、非自発的な退職者というカリストラに遭った方については、所得の制限というのはなくても、単純にそういう方については、2年間は給料所得は3割とみなして課税する、その結果、3割に軽減した後の所得が7割軽減とか5割軽減、2割軽減の対象に当たれば、結構そういう方、特に2割軽減については、家族が多ければ対象になる方いますので、それも該当させるということになります。

質 疑 （大見川委員）今のお話ですと、例えば資料6の単身30歳の方で、今まで給与収入300万の方は軽減適用が57万6,000円とみなすということですよ。そうすると、57万6,000円を次の資料7の表で適用していくと、今度は1人ですから……、これはまた違うんですか。

応 答 （保険年金課長）これは、一番左が給与収入で、給与所得控除が35万とか122万とか192万になるわけですが、次の7・5・2割の軽減でお示したのは、給与収入で98万円以下ということなので、これは一応イメージを持っていただくために、給与

収入で98万円以下の方が7割軽減になるよという形でお示ししたので、ちょっと見方としては、この2つの表の整合性がとれていない感じなのでわかりにくいかと思います。

質 疑 (大見川委員) いずれにしろダブルで適用できるということですか。

応 答 (保険年金課長) できます。そういうことです。

それで、お示ししたように、例えば非自発的失業者に対する軽減措置計算例の特に下のほう、夫、妻、子どもの場合、200万、300万、400万の方についても、3割にする軽減適用の割合が5割軽減に当たる、400万ぐらいの収入がある方でも5割軽減に当たって、均等割、平等割の2割が軽減される対象になるということになります。かなり強い軽減措置だと思います。

質 疑 (議長) そうすると、ちょっと大見川委員に関連するんですが、資料4の括弧のところ、軽減の結果均等割、平等割の7・5・2割軽減に該当する者は平均額との差額を国と基盤安定基金から補てんするよということなんですね。ということでもいいですか。

応 答 (保険年金課長) はい。

質 疑 (議長) 市の負担増は、基盤安定基金の繰入金が増額が70万円程度と、その他の繰入金というのは、一般会計からの繰り入れが430万円程度で、合計すると500万円程度ということでしょうか。

応 答 (保険年金課長) ただ、10万円で200世帯という前提で書いていますが、それは多分今の現状、きのう現在で92件申請が来ているということになれば、影響額がもうちょっとふえるのかなと。ただ、これも所得の額とか、1世帯当たり10万というのは、4月15日の時点でサンプルを抽出して、仮に計算してみて平均をとったら10万ちょっと超えるぐらいの額が軽減されるということで推計したんですが、これについては現状では、現在の92件とか最終的に何件になるかというのは、200件、300件という、200件は当然超えてしまうと思うんですが、その方々の世帯の収入状況によって軽減額も変わってきますので、それに基づいて基本的には4分の1ぐらいの市の一般会計からの持ち出しが出ると思うんですが、これについても所得の額によって計算方法がかなり複雑なので、どのぐらいになるかはちょっと今の段階で、これは仮にこういう場合については500万円ぐらいということでお示したんですが、この影響額はもうちょっとふえてくるのかなというふうに思います。

質 疑 (議長) 私なども相談を受けた方などで、会社が倒産して、月50万ぐらいの収入だった方で4人家族なんです、お子さんが2人という。失業給付ですから20万行くか行

かないかで、ちょっとてんでこ舞いという方もいらっしゃったので、そういう方は結構今大見川委員からもあったように30%やって、さらに5割減額ぐらいという対象にはなっていないですよ、多分。どうですか。

応 答 (保険年金課長) 月50万というのと、それが年収にしちゃうと、多分本人が月50万だと思っている方、12倍とかじゃなくて多分1,000万行っちゃうかもしれないので、ちょっとそれは実際に見てみないと、源泉徴収を見せていただければ出せるんですが、手取りでおっしゃっているのか、税込みでおっしゃっているのか含めてわからないんですが、一概になかなか難しいんです。

(議長) 固定資産が入ったりするとまた変わってくるでしょうね。

では、(1)はよろしいでしょうか。もし質疑がなければ。

次に、(2)7割、5割、2割軽減についてですが、これも低所得者への負担軽減ということですね。

質 疑 (議長) 結局、今までは応能・応益割が5対5の場合には、これを選択してもよかったけれども、小金井市の場合は5対5じゃなかったと。しかし、今回応能・応益割の割合にかかわらず選択することができるようになったということでもよろしいわけですね。

応 答 (保険年金課長) それについての説明は、お配りした資料の一番後ろのページの右下に、現行応益割合に対応する軽減割合というのが四角の中に入っていますけれども、これの3列目の45から55%、これが応能・応益の割合がほぼ5対5、入っている場合については7割軽減、5割軽減、2割軽減を選択できる。それから外れちゃう、応能割が多かったり少なかったり、パーセントが外れちゃうと6割軽減、4割軽減しか選択できないというのが21年度までの制度だったんですが、これが応能・応益割のパーセントがずれていても、保険者の判断により応能・応益割を7・5・2割軽減を行うことが可能になるということなんです。

それに基づいて、小金井市でも実質医療分については応益割が30%を切るぐらいなんです。ただ、昨今の経済状況を見ますと、軽減策は少しでも拡充する方向がいいのだろうということで、今回そういう形で7・5・2割軽減を選択したいということで、そういう形で諮問させていただいているわけです。

(議長) 何かございますか。片山委員。

質 疑 (片山委員) 一番後ろの表の中間所得者層の被保険者の負担に配慮というところの少し説明をいただければと思っております。

応 答 （保険年金課長）破線が中間所得者層の負担に配慮というのがあって、これが旧来のもので上限59万円、これが21年度改正前の最高限度額です。これが、医療分と後期高齢者支援分を合わせた限度額なんですが、破線の右のほうにずっとやって、台形のようなところがありますが、それが保険料の所得割の全体の面積が賦課総額になるわけです。それが、限度額を右のほうの実線、63万円に上げますと、台形の底辺は変わらないんですけども、上辺が右にずれて高くなっているということで、面積は高くすることによって斜めに角度を緩めにする事ができる。これは、要するに中間所得者層に対する税率を高所得の担税力のある方に一定程度負担をふやしていただくことによって、中間所得者層の税率、所得が上がっていけば高くなっていく角度を少しでも斜めのなだらかにすることができるという意味で、高いところをとって、少しでも角度というか急激に所得割を1%上げるんじゃなくて、上げるのを抑えることができるという意味です。

（片山委員）わかりました。

（議長）では、（2）はよろしいですか。

質 疑 （議長）今、（3）の話に移ったんですが、課税限度額の引き上げです。被用者の保険では83万なんですか、限度額が……、82万ということで、国は国保もそこまで引き上げる方向なんですかね。

応 答 （保険年金課長）正式な文書は出ていないんですが、報道等によれば82万まで引き上げたいと。ただ、何年間ととかという形の具体的な引き上げの額についてではないんですが、その第一弾だということで説明というか解説はされています。

（大見川委員）違うんじゃないですか、82万、多分最低ぐらいだと思います。わかりませんが、私どもの場合100万以上のところまでだと思います。

（保険年金課長）ただ、この82万というのは介護の支援分は含めない、医療に係る分と後期の支援金について係るものを合わせたものだというふうに説明は受けているんですけども、協会健保については税率等も各都道府県によって違ってくるといがあるので、その辺の枠がどうなっているか、申しわけございません、勉強不足で。

（大見川委員）ちょっと、私も頭に入っていないので申しわけございません。

質 疑 （議長）課税限度額ということは、収入の高い方々ということになるんですが、大体イメージとして年収どのぐらいで見ていいのか、いろいろなケースがあると思うんですが。

それで、廣野委員は中座をされます。

応 答 （保険年金課長）年収でございますけれども、給与収入で現行1,400万ぐらいをちょっと超えた方について、もう上限に行ってしまうんです。それで、改正後1,600万とか1,700万ぐらいの方についてがちょうど上限に当たりますので、そういう意味では1,400万とか1,500万の方については上がって行って、最終的に1,700万以上の方については上限いっぱい、特に23年度については8万円上がるし、24年度以降はプラス4万、12万円上がるような形になると思います。

ちなみに、現行実際に賦課をしてみて、上限に行ってしまう家庭、限度額まで行ってしまっている家庭については390世帯ほどです。仮に、23年度は上限46万、支援分13万、介護10万円に上げた場合について、上限に行くのは350世帯、限度額いっぱい上げて24年度以降50万円、13万円、10万円というふうな形で上げた場合についての方は290世帯ぐらいの方が対象になるというふうな試算というか、実際にシュミレーションしてみるとそういう形になります。

そのぐらいの方の、390世帯から400世帯ぐらいの納税義務者にご協力というか負担をお願いした上で、そういう意味ではそういう中で低所得者、中間所得者に対する値上げを少しでも抑えていきたいということでございます。

（議長）大見川委員。

質 疑 （大見川委員）今のご説明は破線のほうですか、それとも実線のほうですか。

応 答 （保険年金課長）実線のほうというか上げた場合についてです。

質 疑 （大見川委員）私ども被用者保険の場合には、よく料率という言い方をしまして、収入に対して一定の率で健康保険料を徴収するというやり方なんですけれども、このところ大分厳しいところがふえてきて料率も上がっているんですが、仮に1000分の80あたりのところが多いんですけれども、そうすると例えば年収1,000万であれば、その8%ですから80万円を健康保険料として納める。そのほかに介護がありますから、大体私ども民間ですと約1割から1割弱をそういった保険として納める。1,000万あると100万近くは介護プラス健康保険で持っていかれるわけです。

それからすると、今のお話ちょっと率がわからないんですが、意外と国民健康保険というのは率が低いなというイメージなんですけれども、それはどうでしょうか。

応 答 （保険年金課長）計算方法が多少違うのは、均等割だ、平等割だと言いがあられなんですけど、例えば各市町村の一覧表、先ほどお示しした資料ナンバー5を見ていただいて、平均の税率とか各市区町村の平均の所得割、これは所得について基礎課税分の

4.2%、後期高齢者分の1.3%とか介護分の1.2%という形でなっているんですが、ただ、国民健康保険の特徴といえば特徴なんですが、所得のない方も払っていただく、それが均等割、平等割という部分で、そちらのほうで国の考え方としては保険料の半分は確保しなさいというのが、それが崩れてきているわけですけども、所得割、資産割、これも不思議なことなんですが、小金井でも固定資産をお払いの方についても、小金井の場合15%お払いいただくということになっているんですが、そういうもので半分取りなさいということになっています。

そういう意味では、低所得者層とかも含めて、国民皆保険の最後のとりでですので、所得の低い方についても均等割、平等割、少なくとも1万3,000円プラス支援分ですから2万6,600円を払っていただいた上で、その上で本当に所得が低い方は先ほど申し上げました軽減措置をとって少しでも払うのを下げようということです。軽減した分については、国と都と市町村の一般会計のほうから補てんするという、公費を投入するという形で、国保の財政そのものについては補てんするという形になっているんですが、そういうふうな考え方なので、協会健保なんかとは所得があるという前提とない方を含めて総体の中で取らなければいけないということで、こんな形で、ある意味では低目といえば低目ですけども、所得の低い方にとっては大変なことも含めて、ちょっと考え方が違うのかなというふうに思います。

(議長) ほかにありますか。

質 疑 (議長) もう一回確認したいんですが、この課税限度額でいくと給与収入が1,500万円以上と1,700万円以上になるんですか。さっきの説明をもう一回言っていただけますか。

応 答 (保険年金課長) 現行では1,500万程度の方が限度額に当たりますが、それ以上の方については、すべて今回の改正に影響が与えられるということで、フルに改正して24年度からは1,700万程度の方で上限になるという形になりますので、特に1,500万円以上の方、これ1,550万だったら影響は少ないんですが、1,700万、1,800万の方は23年度からは介護も含めれば12万とかご負担を新たにふやしていただくということになっております。

質 疑 (議長) 世帯数が73万円までいくと290世帯で、経過措置のところでは350世帯という説明でよろしいですか。

応 答 (保険年金課長) そうです。ただ、これもあくまでも21年度の課税実績に基づいて計算していますので、収入とか減っている場合だともっと減るかもしれませんし、そ

の辺はちょっと、あくまでも21年度の課税実績に基づいてシミュレーションするとそうなるということです。

(議長) わかりました。

ほかに、渡辺委員。

質 疑 (渡辺委員) もし、小金井市がこうした結果、どのような持ち出しになる可能性があるのかということの試算というのはあるでしょうか。それと、この限度額1,700万円以上収入がある方というのは、それ以上というのは納めなくていいというか、ずっと同じ50万円なら50万円ということになるわけですよね。

応 答 (保険年金課長) 基本的に、持ち出しというか保険料については、税金については累進税率だったり、基本的には所得のある方については上限なくお払いいただくんですが、あくまでもこれは健康保険のための税金ですので、基本的には所得が多ければ100万でも200万でも、保険料は100万ぐらいはいつちやうんですけれども、300万、400万まで保険料をいただくというわけにはいかないもので、どこかで上限は設けると思うんですが、ただ、これは世帯当たりにかかる平均的な医療費とか何から含めて、これは国のほうでも見ながら改正していくと思うんですが、そのために引き上げたり、引き上げ方によって、一般会計の負担がふえたりふえなかったりというのは、上げれば税が入ってきますので、結果的に赤字補てん的な意味での一般会計からの投入金額は減るということになるんですが、そういう意味で減ったから、結果的に上限にいていない場合については4,000万円ぐらい、例えば一般会計から最終的には投入する金額が多くなっているのかなと思うので、例えば21年度の課税実施から推計しますと、約4,000万ぐらいの税金がふえますので、そういう意味ではその分について24年度には一般会計のほうから補てんする金額は減るのかなというふうな感じになるかと思います。

あと、6割軽減とか7割軽減というのは、これは軽減した分については国が半分、都が4分の1、市の一般会計が4分の1を入れるという、これは法律上の基盤安定制度というのがありますので、それは一般会計のほう、軽減がふえれば、ふえた分の4分の1の持ち出しがふえるということにはなります。市の持ち出しという面では、そういうふうな形になるかと思います。

質 疑 (渡辺委員) そうすると、特に軽減措置を拡充したために小金井市の一般会計のほうからの持ち出しがふえるということはないと考えていいということですね。

(議長) そうですね、資料4の関係もありますよね。課長、ちょっと説明をお願いします。

応 答 （保険年金課長）資料4について説明、非自発的などところでちょっと申し上げただけでしなかったもので、今この機会にさせていただきます。

基本的に、非自発的な軽減措置に関していえば、その中で結果的に軽減に当たった人には基盤安定のほうで、市の持ち出しがその基盤安定にかかった分の4分の1は一般会計のほうで負担する必要があるというふうになります。ただ、非自発的の失業者に関する国民健康保険税の軽減措置についての特別調整交付金で、基本的に国のほうで措置しているんですが、それについての細かい計算方法の申請について、まだ明らかになっていませんので、基本的には軽減した金額の4分の1程度が市の持ち出しになるのかなと思うんですが、これについては最終的にどのぐらいになるかについては、はっきりした数字はまだ申し上げられないのが現状です。

あと、軽減は7・5・2割軽減を入れた場合、21年度課税に基づいて推計いたしますと、軽減額が賦課ベースというか税金をかける時点でのベースで2,800万円、収納率というかかけたベースで2,500万ぐらいの軽減がふえるということで、そういう意味では税の収入が減ることになります。これについては国と市、2・1・1ということで補てんされますので、その4分の1の628万円について、これは一般会計のほうで負担をしなければいけないということになります。

あと、課税限度額については、これは最終的に24年度に引き上げたとしますと、収入ベースで4,000万円ほど税金がふえますので、そういう意味では今一般会計のほうから赤字補てん的な意味合いで出している一般会計の財源については、計算上4,000万円程度は減らすことができるのかなというふうに考えています。

ただ、24年度に向けて、実際には医療の伸びが実質の決算ベースで4%ほど、20から21まで伸びそうですので、そういう形で伸びていけば、どのような形で保険料の値上げを少しでも減らすことができるのかというために使うということで、むしろ一般会計の持ち出しが減るというよりは、給付の支払うための保険料の負担、これは先ほど中間所得層に入る人、国のほうのPDFにありましたように、値上げを少しでも抑えるためにしなければならないときに抑えるための原資としてこの4,000万円は活用していくということになると思いますので、この分一般会計が減るというよりは、そういう形になるのかなというふうに思っています。

（議長）片山委員。

質 疑 （片山委員）もう一度、上限の確認をしたいんですけども、先ほど影響があ

るのは290世帯というふうにおっしゃったのは、上限の世帯がということですよ。

応 答 （保険年金課長）290世帯ということじゃなくて、現行上限では390世帯ぐらいありますので、390世帯に影響があるんですが、最終的にフルに改正した後、上限いっぱいになってしまうのは290世帯ありますので、100世帯ぐらいいはその中間ぐらいにあるので、10万まで影響はない、5万影響があつたり6万影響があつたり7万影響があつたりする、その世帯の所得の資産割の額によって、改正後の上限までいかない世帯が100世帯ぐらいあるという形でのシミュレーションが出ています。

質 疑 （片山委員）それでよくわからないのが、例えば小平のほうで出された資料なんかでは、1,200万円の所得の2人の世帯だと61万円の限度額だったんです、21年度は。それで、1,100万円だと59万円ぐらいという形で、そういうふうなあれになるんですが、上限のあれはわかるんですが、それより低い形でのところの世帯にも少しずつ影響が出ているんですよ。

応 答 （保険年金課長）小平の場合、今回資料、片山委員がお持ちなのは、これは税率そのものの均等割、平等割を変えています。

質 疑 （片山委員）これは、小平の資料なんですけれども、小金井の計算が出ているわけなんです。今、小金井のあれを言ったんですが、小平で出された資料に小金井の保険料が出ているので、それでちょっとお聞きしているんですけれども。

応 答 （保険年金課長）ちょっと小平の資料を見ていないのでわからないんですが、小金井の場合、今回の改正というのは上限の改正ですから、所得の低い方に対する軽減措置というのを、こういう方については限度額に当たるような方には対象になりませんので、所得の多い方に続いて上限だけを変えています。税率とかは何も変えていませんので、中間的な収入の方については、税金の影響は今回の改正ではないです。

質 疑 （片山委員）変わらないということですか。上限だけが変わって、それ以下の方は……

応 答 （保険年金課長）以下のところについては、現時点では今回の提案では、所得割も何も変えませんが、上限だけ、所得の多い方がどこで天井にいくのかという天井のところを少し上げようということですので、所得の多い方については、今まで63万円で済んでいたのが、来年度は8万円上がる、再来年度はそれプラス4万円で12万円上がる、所得の多い方がそれ以上のところは突き抜けて、上限の天井のところを少し上げようということですので、中間所得の方についての税額は、今回提案しているものについては全く変

わからないということになります。あと、低所得の方、非自発的の方は当然変わりますけれども、それ以外の方については全く変わらないということです。

(議長) したがって、今まで1,500万円以上の方々が61万円だったんですね。1,700万の方も61万だったけれども、今度は1,700万円上限以上の方は73万に上がるんだよということですね。61万から73万に上がるんだよということですので、それ以下の方々には影響しないということになります。そういうことをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

大見川委員。

質 疑 (大見川委員) 今のお話し伺っていて、ちょっと混乱したんですけども、資料8の裏側ですか、グラフになっているやつです。横軸が所得で、縦軸が保険料、保険税ですね。これ、破線の部分と実線の部分が勾配が変わっていますね。私のイメージからすると、一番最初のご説明ですと中間所得者層の被保険者の負担に配慮、要するにここはこの勾配を下げることによって負担料を下げた。そのかわり、全体の台形の面積を変えないために、勾配が水平になるところを引き上げて、高額所得者のところの水平になる位置を右に持ってきたことによって、全体の面積を変えないというイメージで聞いていたんです。ところが、今のお話を伺っていると、勾配そのものは変えないんだというふうに何となく聞こえたんですけども。

応 答 (保険年金課長) 基本的には、今回の提案については、今年度については勾配そのものは変えないです。ただ、来年度以降本年度の様子を見て、23年度に上限を上げるわけですけども、給付とかを見ながら23年度の予算を立てるときに、保険料そのものを本当に変えなくていいのかというときに、例えば保険料をそこで上げなければいけないというふうな状況になったときでも、今回天井部分で4,000万円ぐらいの金額が出ますので、例えば上げるにしても税率そのものをそこで1億4,000万上げなければいけないということになったとしても4,000万あるから1億分だけ上げるような税率改正をすればいいわけです、将来的に。

そういう意味で、23年度以降の改定というのは、これはまだ給付の状況とかを見なければわからないんですが、かなり苦しいのは確かなので、そういう場合についてもこの4,000万円があることによって、その時点での値上げの率を引き下げたり、もしかしたら値上げをしなくて済むようになるかもしれないという意味で、中間所得者層の被保険者の負担にかえるという意味では、23年度以降についてはこれがきいてくるのかなというふう

に思います。

質 疑 (議長) 今のお話ですと、今後国保税を上げざるを得ない状況が生まれたときに、高額所得者の部分をぐっと上げているので、中間所得の負担を軽減することができるようになっているということですか。

応 答 (保険年金課長) そういうことです。

(議長) だから、小平市あたりは一般の保険料も上げられたんでしょね、今片山委員がおっしゃった中では。税率を上げるに当たって、多分最高限度額を上げて中間所得のところの負担を抑えるようにしたということなんですかね。そういうことなんですね。ただ、小金井市は中間所得のところを今回上げなかったということですから、そういう意味では小平とはまたケースが違うかもしれませんね。

大体よろしいでしょうか。

その他のところでございますか。

なければ、結論を出すようにしたいと思うんですが、答申といたしましては、国民健康保険税条例の一部改正について諮問のとおり認めますというふうにしたいんですが、大嶋委員、すみませんお帰りになると定数大丈夫ですか。

(保険年金課長) 大丈夫です。

(議長) すみません、申しわけないです。ちょっときょう半分の中でこの重要なことを決めるというのは、会長としてはいかがなものかという思いもしているんですが、どうしましょうか。答申を出してよろしいですか。

(片山委員) どういうことができるんですか、延ばすことができるんですか。

(議長) もう一回開催するということもあるんですが、皆様お忙しいのでなかなか。多分、これは6月定例会に市としては条例提案をしたいと、早急に低所得者の対応もしなければ間に合わないということなんだろうと思うんです。

会長としては、全員が参加する中で答申を提出させていただくのが一番理想的だと思うんですが、急遽開催をされたということもあって、ちょっとこの人数で決めなければならぬんですが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

質 疑 (片山委員) 欠席された方からの何かご意見を伺ったりとかというのは事務局ではないんでしょうか。

(議長) 事務局いかがですか。

応 答 (保険年金課長) 基本的には、運協ですので、何かについてこういう形であっ

たけれどもご意見とかいうのは、基本的には出席者の過半数で決定するというふうになっていますので、ご意見はご意見として伺いますけれども、もしここで答申いただくんでしたら、今出席の方のご意思でお決めいただくということになると思います。

質 疑 (片山委員) きょうまでに。

応 答 (保険年金課長) きょうまでに、今のところ意見については伺っておりません。賛成であるとか反対であるとかということを含めてご意見は聞いておりません。

(議長) 飯塚委員。

質 疑 (飯塚委員) この場は、規約というか規定上成立しているわけがございますよね。ですから、この中で諮るという形式論だけでいえばそういうことで差し支えないということによろしいですかね。

応 答 (保険年金課長) 構いません。

質 疑 (議長) 規則上は成立をしておりますので、ここで諮るということにしたいと思いますが、答申を提出するに当たっては、欠席の委員の方には事務局のほうから適切にご説明をいただくなどして丁寧にしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

応 答 (保険年金課長) 会長の今のお言葉を肝に銘じて、基本的に説明とか、資料も含めて丁寧にご説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長) それでは、今そういう回答もございましたが、小金井市国民健康保険税条例の一部改正については、諮問のとおり認めることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(議長) どうもありがとうございます。

それでは、後ほど事務局と調整の上、答申書にまとめまして、市長に答申をさせていただきますので、皆様には答申書の写しを後日送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

日程第2 (議長) それでは、次に日程第2、その他を議題といたします。

事務局、よろしく願いします。

説 明 (保険年金課長) もう余り時間もないのであれなんですけど、きょう本年度最初の運協なので、基本的には本年度22年度予算の概要を説明させていただきたいと思います。

事前ではないんですが、きょう机の上にお配りした資料の中の概要の説明資料というのをめくっていただくと、歳入歳出の対前年度比についての資料がございます。

時間のないところで概略を説明させていただきますと、基本的にめくっていただいた2

ページのところの下側に、平成22年度予算の特徴という欄がありますので、この辺を中心にご説明申し上げたいと思います。

特に、歳入に関して、ごらんになった方は多いかと思うんですが、朝日新聞の夕刊と朝刊に、前期高齢者交付金の交付額に過大交付があったということで取り上げられていまして、これについてはこの協議会についても、前回たしか少し申し上げたところがございますが、基本的に平成20年度の前期高齢者交付金といたしまして、これは65歳以上から74歳までの比較的一般の被保険者に比べて医療費がかかる、給付が高い部分についての費用調整を全健康保険の中で行って、65歳から74歳までの加入率が高いところに対して、低いところのほうで、費用の補てんをするという、そういう制度が20年度の制度改正で開始されましたが、20年度の概算交付額が特に東京都の区と市、これについて合わせて約七、八百億円、過大に交付されていたということが報道されて、そのとおりでございます。

小金井市でも3.6億円ほど過大に交付されていまして、それについて22年度に精算されて、かつ20年度の実績に基づいて概算交付がされますので、それも含めて合わせて6億5,000万円ほど減額になりました。それが大きな歳入面での減の要因でございます。

ただ、この6.5億円減ったんですが、これが国の交付金等が減ったことによって調整ができますので、実質上このことによって約4億円弱、実質上の負担が、歳入が減るんでございますが、これについては私どものほうで21年度までに積み上げました基金を3億3,000万円ほど取り崩し、また一般会計のほうのその他の繰入金6,000万円ほど増額して、今回については、22年度については何とか乗り切れるのではないかというふうな予算を立てました。これが一番大きいところでございます。

あと、歳入歳出に係るものなんですが、これも共同事業交付金とか共同事業拠出金というのがあるんでございますが、これは高額な医療費、80万円以上の医療費がかかった場合についての保険的な意味で拠出金を出して、高額な給付があった場合について、それを共同事業のほうで補てんするというので、入りと出に関係するものなんでございますが、これについては21年度に国民健康保険連合会のほうが計算誤りをして請求及び交付をしていたということが判明しまして、21年度は年度内に精算したんですが、22年度については正しい計算に基づいて算出するとともに、過去の精算を行うということで、歳入歳出ともに、歳入で5億8,000万円ほど、歳出で5億5,000万円ほど減になっております。

見ていただくと、予算の規模が21年度と22年度で5億4,000万円ほど予算の総体の枠が減っているんですが、これは共同事業の交付金と拠出金が約5億5,000万円ほど減ってい

ることによって、最終的に予算規模そのものが縮小したものでございます。

そういう意味では、ちょっと驚くような数字なんですが、これについては20年度から間違っていたことについて、21年度これは国保連合会のほうで誤りが判明して、東京都の指摘によって判明して、今年度こういうふうな額になりました。ということで、予算規模が5億円ほど縮小しているのは、給付が減ったとかそういうことじゃなくて、そういう共同事業に係る誤りのための訂正したためでございます。

保険給付を見ていただくと、例えば右側の歳出でございますが、療養諸費が0.9%しか当初対比で伸びていない、これはおかしいんじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、これについて説明させていただきますと、22年度の予算については、前年の当初予算というよりは、21年中の給付の見積もって、それに対して伸び率を掛けるという形で算定しました。実際、21年度の給付が、速報ベースでございますけれども、おおむね50億7,000万円ほどになりそうでございます。そうしますと、21年度の実績から見ますと、結果的に7%強の伸びが見れるということで、0.9%の伸びでは少ないのではないかというふうなご指摘を受けるかもしれませんが、一応22年度についても21年度の実績から7%強の伸びを見ているということなので、何とか22年度も特段の大きな社会現象的な、例えばインフルエンザが物すごくふえるとかということがない限り乗り切れるのではないかというふうに思っています。

あと、特徴的なところをいいますと、国保税については現下の経済情勢を勘案しまして、0.8%について減少するのではないかという形で予算を立てております。

歳入のほうで、款3国庫支出金が13%、また下のほうの款6都支出金が19%伸びておりますが、これは前期高齢者交付金が減ったことに伴って、それを調整しますと結果的に国の支出金及び都の支出金がふえるというふうな計算になっておりまして、そのためにふえたものでございます。

あと、歳出でございますけれども、総務管理費、これが1,600万円ほど減っておりますが、これについては22年度については、保険証の更新が行われません。昨年度行って今年度は行いませんので、そのために減っているということでございます。

平成22年度の予算の特徴的なものについてはこんなところかなと思いますので、概要説明にとどめますが、以上でございます。

(議長) 以上で説明が終了いたしました。質疑はございますでしょうか。大見川委員。

質 疑 (大見川委員) 日程1で、結果的には健康保険税が減るので、収入が減るだろ

うから市からの補てんがあるだろうという話だったんですが、それはこの予算の中のどこかに織り込まれているのでしょうか。

応 答 （保険年金課長）これは、22年度当初については、従前の条例のもとでやっていますので織り込まれておりません。ただ、国民健康保険税について、7月に初めて賦課しますので、それに基づいて財源調整、基盤安定の額とかが確定してきますので、その時点で国から入ってくるお金、都から入ってくるお金とかいうのが確定した段階で予算の補正を行いたいと思っております。現時点では、これはまだその後は反映していないという形です。

（議長）ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑がなければこれで、この件の質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（議長）事務局、ほかに何かありますか。

（保険年金課長）簡単に、資料はお出ししていないんですが、委嘱した際にも申し上げたんですが、本協議会の委員構成について、実はかなり古い話なんですけど、平成17年に市民参加条例をつくっている段階で、推進会議のほうの提言として、この協議会に慣例として市議会議員の方が4名参加されておりますが、市議会議員の方については公益委員として参加されているんですが、その定数を減らして、学識経験者とかそういう方を含めた公益委員をふやすよという提言がされていまして、それについて基本的にはそれに向けて改正したいということを実事市長が回答しているんですが、そのまま何も協議会の委員構成について変更していないという現状があります。

これについても、突然委員の期限の直前に変えたいというような形で申し上げて議論していく場がありませんので、例えば26市の現状がどうなっているのかとか、委員数とか公益委員とか、その辺の割り振りがどうなっているか、社会保険のほうの代表して出ていらっしゃるんですが、現時点で退職者医療の制度がぐっと減ってきたので、必置義務はなくなっているけれども、そういう意味では幅広い意見をお聞きするためには、そういう参加をお願いすることもありますし、ただ2名委嘱するのがいいのか悪いのかを含めて、そういう意味では今年末に今回の任期が終わりますので、それまでにこれは委員の定足数を変えるためには条例改正が必要ですので、これは最終的には諮問をさせていただく必要があるんですが、その前に私どものほうでこれから26市の調査等をして、そういう意味では議論のたたき台になるものをまとめた上で、まず諮問をさせていただく前に、いろいろと検

討していただいて、その上でどういう形にするかについての私どものほうの、理事者等も踏まえて、議会等の調整等も踏まえて、その上で条例改正とかそういうものをお願いしたいと思いますので、そのために私どものほうも準備いたしますので、またそういう形でのご意見を伺うような協議会、正式な諮問という前の前段階での協議会を近い時期というか、これからいろいろな日程が入ってくると思いますが、余り期限がぎりぎりじゃなくて、早目早目にそういうご意見をお伺いするような機会を設けたいと思いますので、その中ではまた皆さんのご意見を伺った上で、よりよい協議会にしていくようにしたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(議長) 今、事務局から提案があったことは、議会のほうにも市民参加推進会議のほうからの提案としていただいているところなんです、議会の中では不一致なんです、各会派の意見がまとまらなくて、現状4人の公益委員を出させていたいただいているという実情があります。来年の5月が市議会の人事の入れかわりのところでもありますので、私はきょう会長の立場なんです、運協としてどのようにするのかということも含めて、皆さんとご相談をさせていただきながら、できる限り多くの皆さんの意見が反映できるような運協になればいいなというふうには思っているところでございますので、今の事務局のいろいろな資料が出た段階で、またご議論させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

今の事務局の説明で何かご質問ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議長) よろしいですか。

では、他に質疑がなければ、これでこの件の質疑を終了いたします。

ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、これで本日の議題はすべて終了いたしました。長時間にわたってご審議いただきまして大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時34分

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成22年 月 日

議 長

署名委員

署名委員